

＜報告事項（2）＞

孤独・孤立対策

1 今年度の取組

2 今後の予定

1 今年度の取組

1 今年度の取組

(参考) 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進体制 (イメージ図)

①地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム (法第11条)

- ・関係者間で顔の見える関係を構築し、対等に相互につながる「水平的」な連携・協働を促進する。
- ・孤独・孤立の実態把握、取組方針の策定、情報共有、相互啓発活動、当事者等への支援（具体の支援内容の協議は孤独・孤立対策地域協議会で実施）、社会資源の開発、住民への情報発信、普及啓発活動、人材確保・育成のための研修等に取り組む。



地方公共団体 (行政機関の各部署)

首長

- | | |
|--------|---------|
| 企画部門 | 総務部門 |
| 経済振興関係 | 子ども関係 |
| 教育関係 | 福祉全般関係 |
| 環境関係 | まちづくり関係 |
| 土木関係 | 防災関係 等 |

部局を横断する 庁内連携体制の構築

- ・地方公共団体が設置する各種機関（保健所・保健センター、学校 等）

当事者等支援を行う 民間団体

- ・保健・医療・福祉等の専門機関
- ・社会福祉法人
- ・社会福祉協議会
- ・NPO 等

地域住民、地域団体

- ・町内会
- ・民生委員・児童委員
- ・保護司
- ・ボランティア 等

民間企業

- ・地域の企業
- ・商店街
- ・商工会 等

その他関係団体

- ・様々な分野の市民活動団体（スポーツクラブ、文化芸術サークル、環境保全NPO 等）
- ・生協、農協、漁協、労働者協同組合 等

②孤独・孤立対策地域協議会 (法第15条)

当事者等支援を行う関係者で構成し、情報の交換を行うとともに、当事者等への具体の支援内容について協議する。



※事務に従事する者・従事していた者に秘密保持義務（罰則付き）あり

1 今年度の取組

佐賀県 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム立上げ準備・検討会議の開催

官民連携プラットフォーム（以下、「P F」と表記）が佐賀県らしく、かつ関係者にとって有益なものとなるよう、準備段階から現場の御意見を聴取

所 属	氏 名
加留部貴行事務所 AN-BAI 代表 九州大学大学院統合新領域学府客員教授 佐賀県生活困窮者自立支援制度関係者研修企画チーム 委員 大野城市生活支援体制整備第1層協議体(もやいネット大野城) 会長	加留部 貴行 氏
西九州大学看護学部 教授	小林 幸恵 氏
社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会まちづくり課 課長	小松 美佳 氏
公益社団法人 佐賀県社会福祉士会 事務局長代理	白谷 道子 氏
特定非営利活動法人 スチューデント・サポート・フェイス 代表	谷口 仁史 氏
特定非営利活動法人 市民生活支援センターふくしの家 理事長	江口 陽介 氏
特定非営利活動法人 poco a bocca 理事長	寺野 幸子 氏
公益財団法人 佐賀未来創造基金 代表理事	山田 健一郎 氏
一般財団法人 母子寡婦福祉連合会 理事長	久米 幸子 氏
社会福祉法人 佐賀いのちの電話 事務局長	野田 豊秋 氏

(その他) 佐賀労働局、佐賀市、武雄市
庁内関係課

1 今年度の取組

準備・検討会議の内容

回数	開催日	場所	意見交換“対話” 内容
1回目	7月14日(月)	県庁旧館4階 (正庁)	① 今、佐賀県の孤独・孤立の状況はどのような感じですか ② あなたが目指す佐賀県の孤独・孤立の解消の姿はどのようなものでしょうか ③ その際に、私たちはどのようなつながり方が必要で、そこに誰がいたら良いでしょうか
2回目	8月8日(金)	社会福祉会館 「Fukku」2階 大研修室	① あなたは佐賀県においてどのようなPFをつくりたいですか ② あなたはPFを通じて何を得たいですか(佐賀県の孤独・孤立解消の姿など) ③ あなたはどのようなPFにしたいですか(PFの具体的な姿、規模感、開催回数など) ④ PFに参画してほしい団体はどこですか、人は誰ですか ⑤ 不安に感じること、貢献できることはどんなことですか

1 今年度の取組

意見交換“対話”の様子

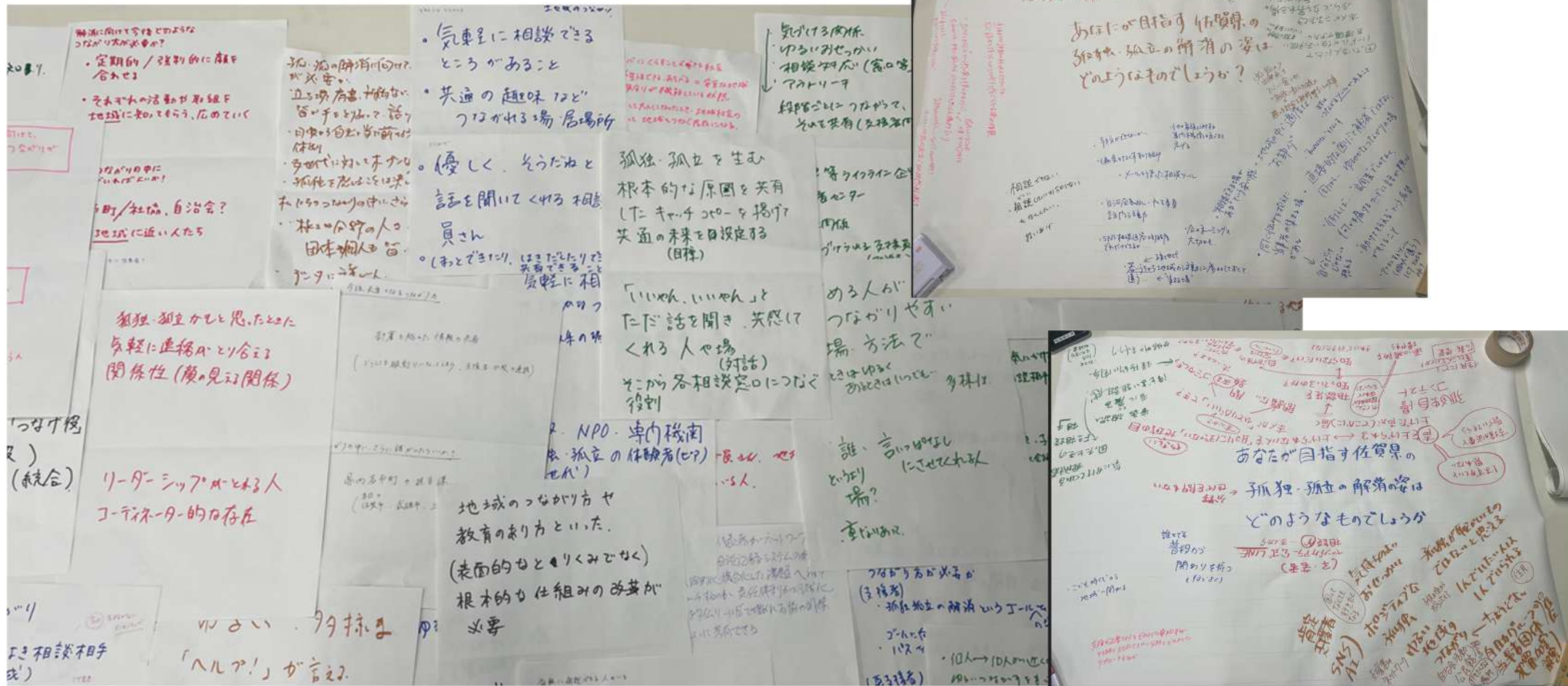


ワールドカフェを取り入れ、所属、肩書、支援分野の垣根を越えて、小グループで“対話”を行いました！



1 今年度の取組

意見交換“対話”で使った模造紙①



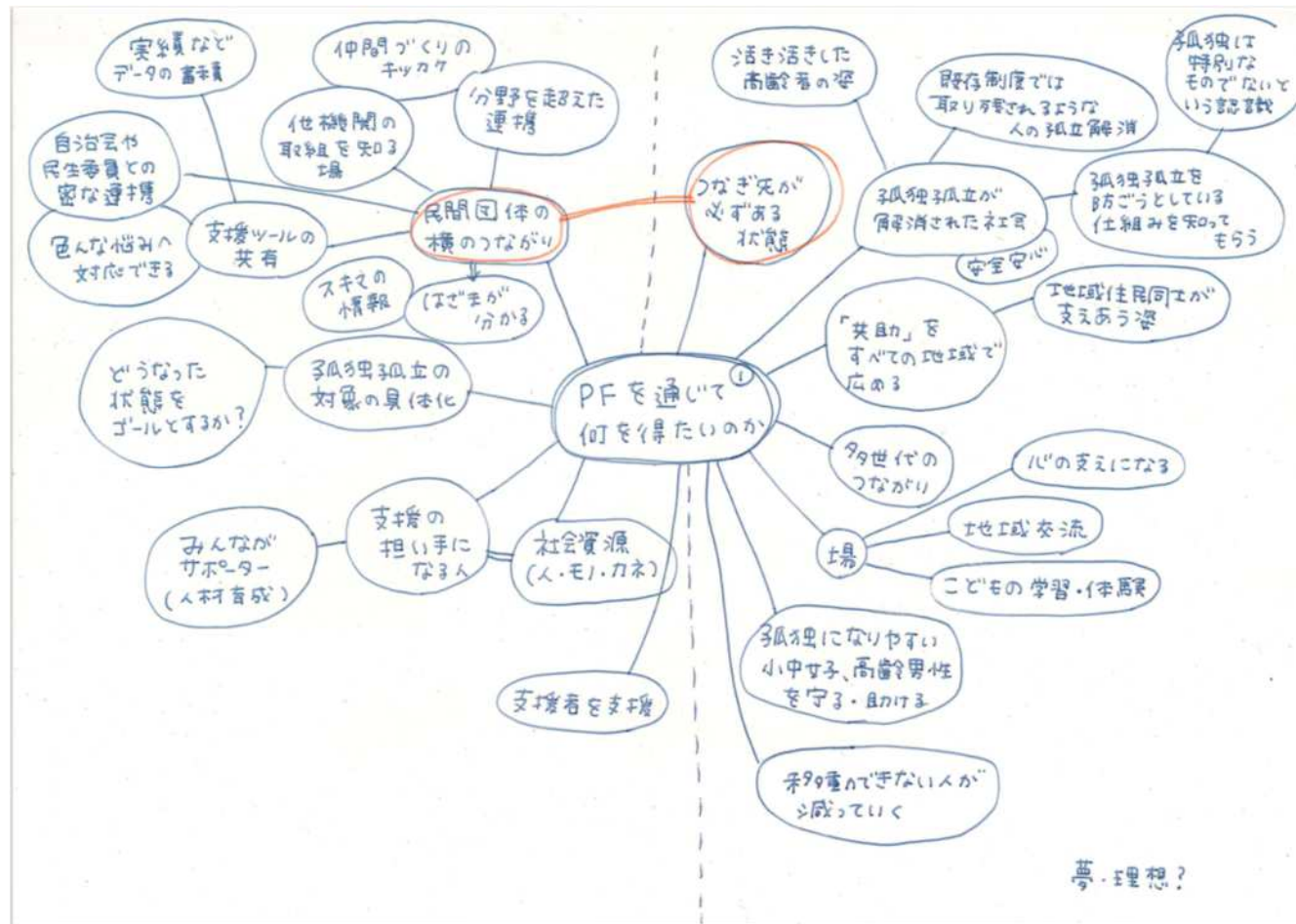
1 今年度の取組

意見交換“対話”で使った模造紙②



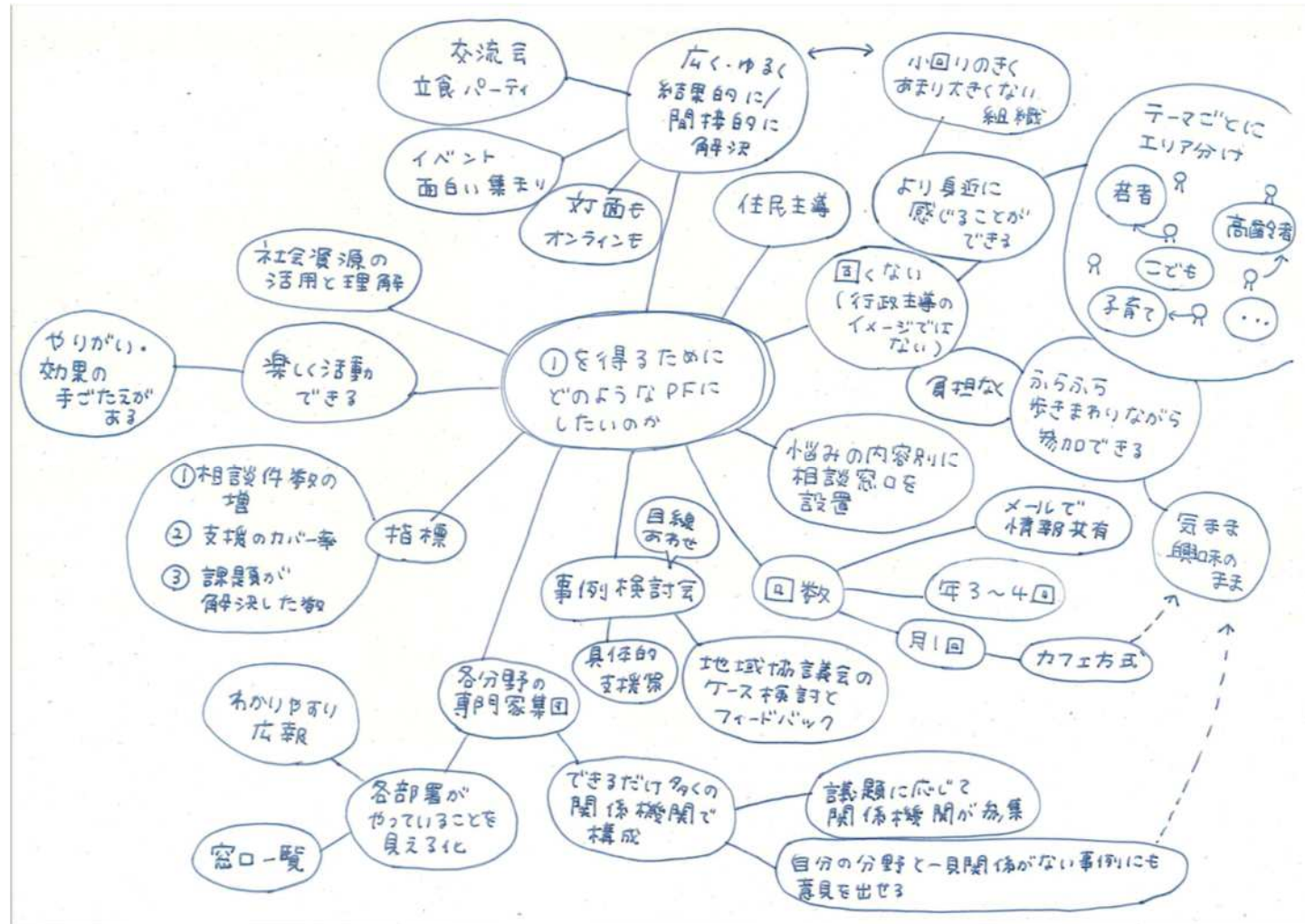
1 今年度の取組

事務局で作成したアイデアマップ②



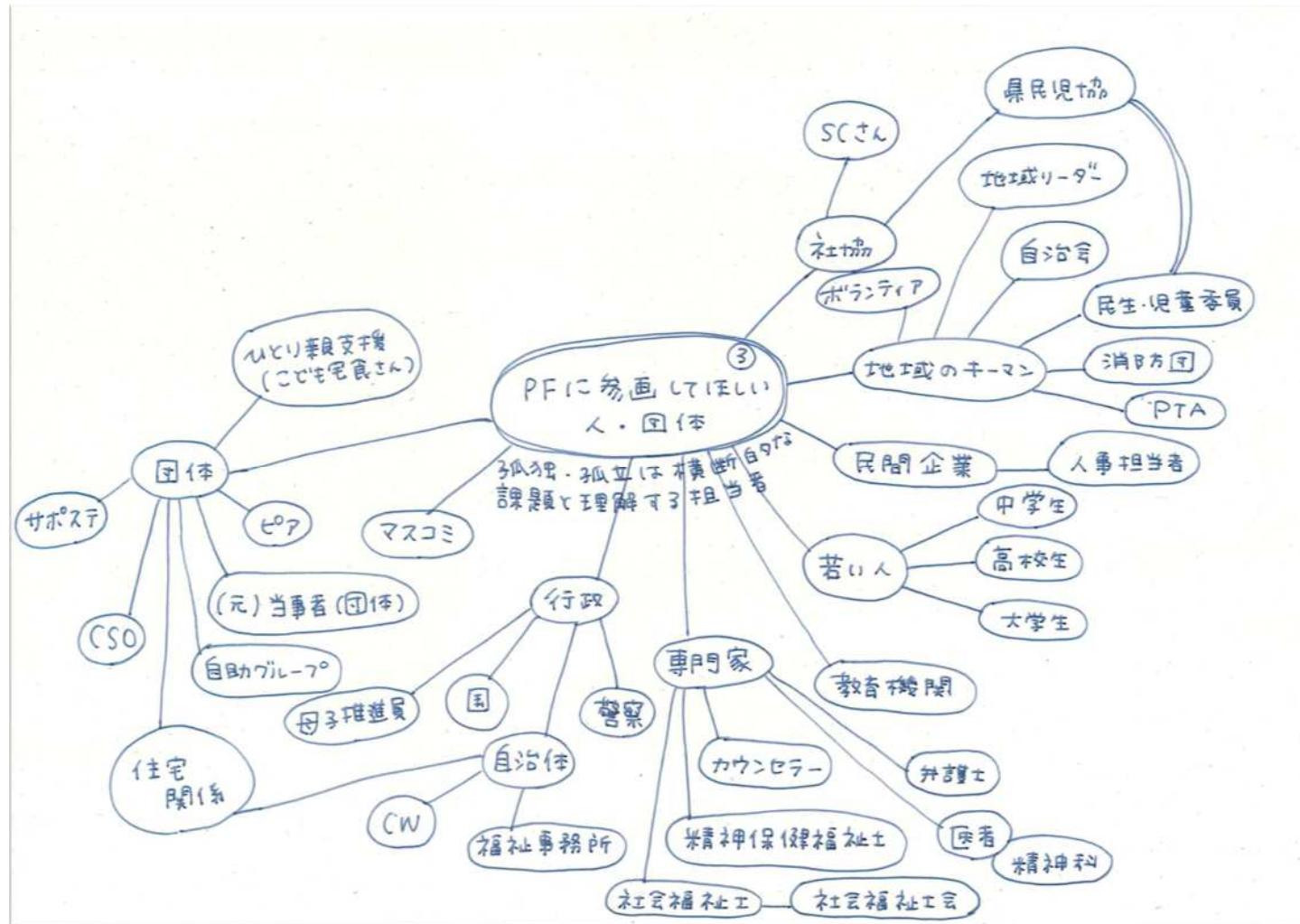
1 今年度の取組

事務局で作成したアイデアマップ③



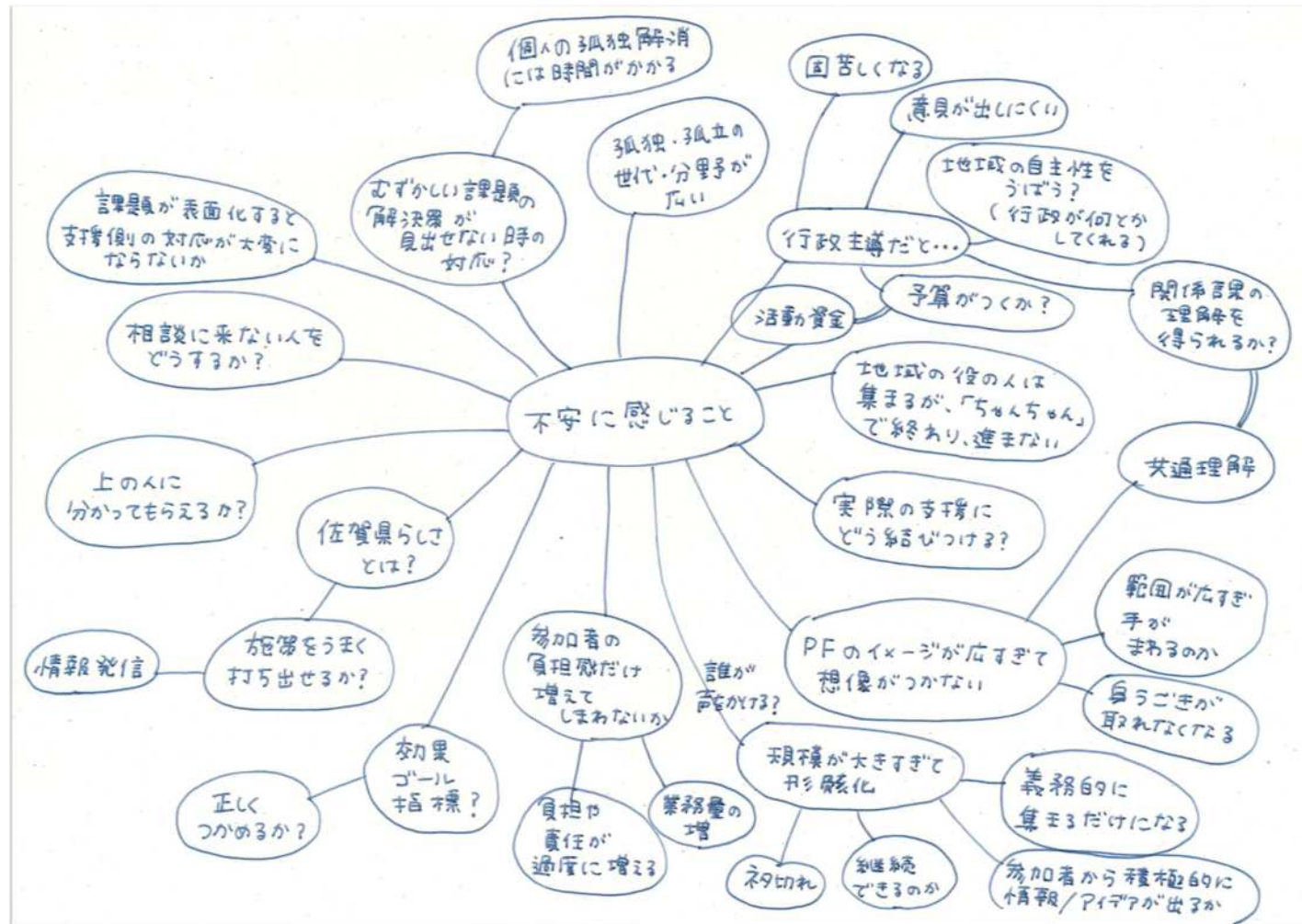
1 今年度の取組

事務局で作成したアイデアマップ④



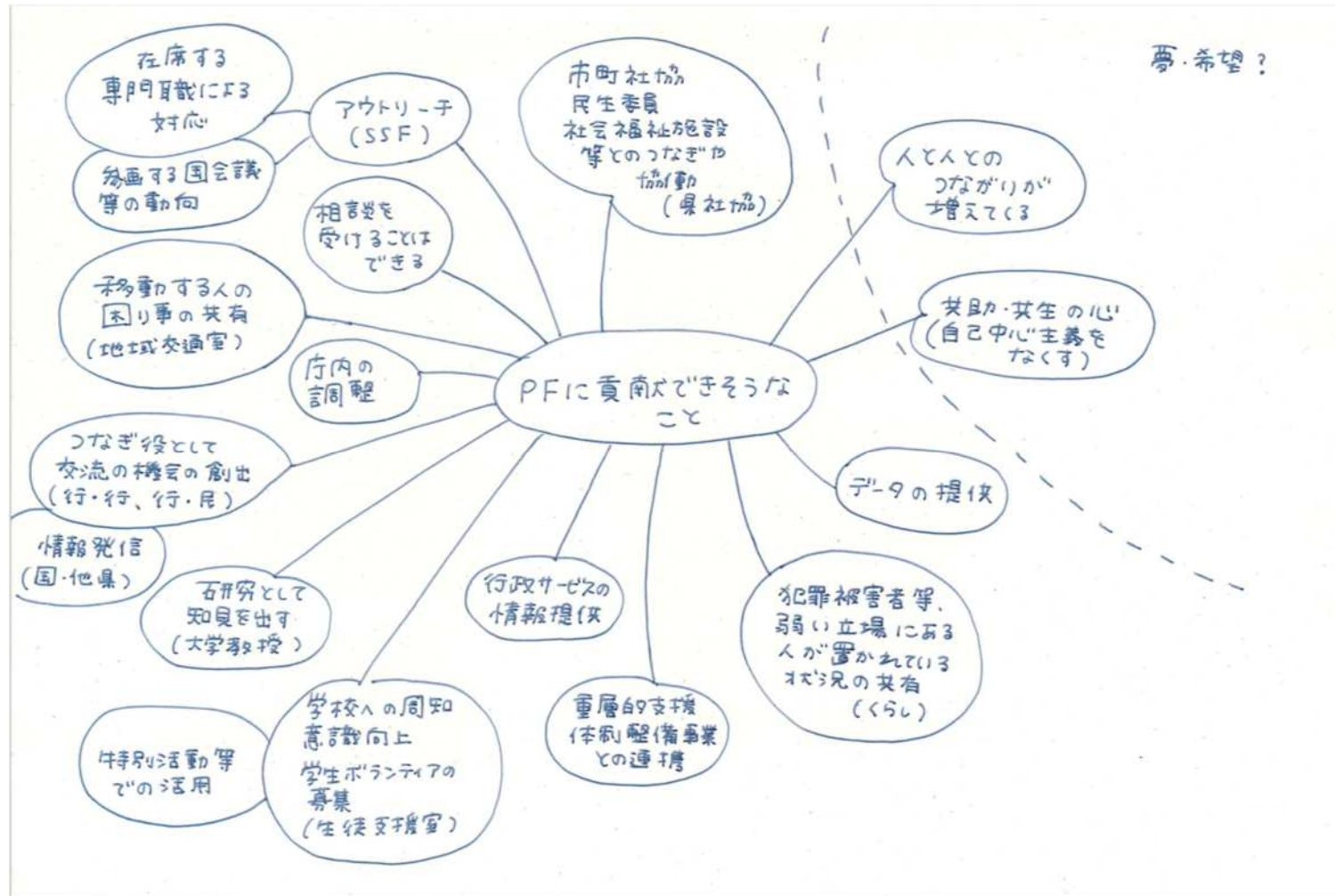
1 今年度の取組

事務局で作成したアイデアマップ⑤



1 今年度の取組

事務局で作成したアイデアマップ⑥



2 今後の予定

2 今後の予定

- ・令和7年7月～8月 第1回、第2回 立上げ準備・検討会議

→ 準備・検討会議での御意見を踏まえて、

官民連携プラットフォームの内容等を検討

現在検討中

- ・令和7年度中 官民連携プラットフォームのキックオフ
(予定)

→ 官民連携プラットフォームとしての取組を実施

(参考) 庁内関係課一覧

庁内関係課一覧

No.	部署	所属	備考
1	健康福祉部	社会福祉課	事務局
2	健康福祉部	健康福祉政策課	
3	健康福祉部	薬務課	
4	健康福祉部	長寿社会課	
5	健康福祉部	障害福祉課	
6	男女参画・こども局	男女参画・女性の活躍推進課	
7	男女参画・こども局	こども未来課	
8	男女参画・こども局	こども家庭課	
9	健康福祉部	総合福祉センター	
10	健康福祉部	療育支援センター	
11	健康福祉部	精神保健福祉センター	

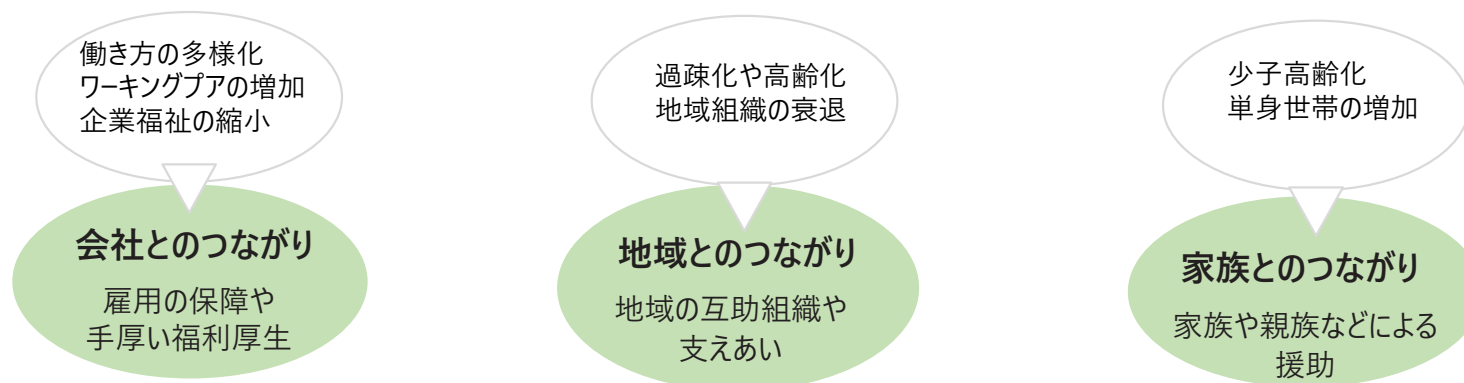
No.	部署	所属	備考
12	政策部	危機管理防災課	
13	総務部	行政デジタル推進課	
14	地域交流部	多文化共生さが推進課	
15	地域交流部	交通政策課地域交通システム室	
16	県民環境部	人権・同和対策課	
17	県民環境部	くらしの安全安心課	
18	産業労働部	産業人材課	
19	農林水産部	農業経営課	
20	県土整備部	建築住宅課	
21	教育委員会	学校教育課	

5 孤独・孤立対策について

(参考) 令和6年度 佐賀県社会福祉審議会資料

孤独・孤立の背景

- 社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、家族や地域、会社などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況。



- 加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化。

直接・対面でのコミュニケーションの減少

生活困窮をはじめとした不安・悩みの表面化

自殺者数の11年ぶりの対前年比増

DV相談件数増
児童虐待相談対応件数増
不登校児童生徒数増

- 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。このため、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施するべく、令和6年4月1日に「孤独・孤立対策推進法」が施行された。

(出典): 内閣府作成資料を一部加工して作成

(参考) 令和6年度 佐賀県社会福祉審議会資料

孤独・孤立とは(言葉の定義)

「孤独」 (一般的な捉え方)

主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある

「孤立」 (一般的な捉え方)

客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す

- 孤独と孤立は密接に結びついているが、
- ・孤立しているが孤独は感じていない
 - ・孤立していないが孤独を感じている
- ということもありうる。

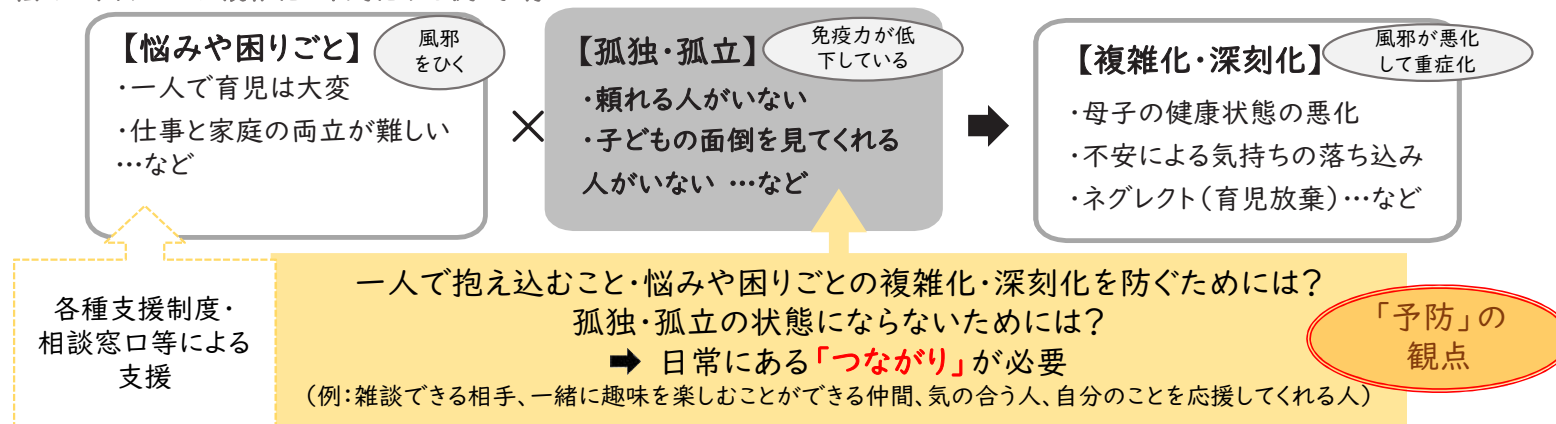
「望まない孤独」と「孤立」を抱える方々が政策の対象。

「一人であること」自体が問題ではなく、悩みや困りごとが生じた際に一人で抱え込んでしまうことで、複雑化・深刻化することが問題。

「孤独・孤立の状態」(孤独・孤立対策推進法における定義)

孤独又は孤立により心身に有害な影響を受けている状態

悩みや困りごとが複雑化・深刻化する例:子育て



(参考) 令和6年度 佐賀県社会福祉審議会資料

孤独・孤立対策推進法

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。(令和6年4月1日施行)

基本理念(第2条)

孤独・孤立対策(孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組)について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等(当事者等)の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

地方公共団体の責務(第4条)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(参考) 令和6年度 佐賀県社会福祉審議会資料

孤独・孤立対策重点計画(基本理念・基本方針・特に重点を置いて取り組むべき事項)

孤独・孤立対策の基本理念

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応
- (2) 当事者等の立場に立った施策の推進
- (3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

→「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、
→「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

孤独・孤立対策の基本方針

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- ① 孤独・孤立の実態把握
- ② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
- ③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ① 相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)
- ② 人材育成等の支援

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ① 居場所の確保
- ② アウトリーチ型支援体制の構築
- ③ 人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進
- ④ 地域における包括的支援体制等の推進

- (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

- ① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援
- ② NPO等との対話の推進
- ③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成
- ④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

特に重点を置いて取り組むべき事項

- ① 地方公共団体及びNPO等への支援(地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの立ち上げに係る伴走支援等)
- ② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化(孤独・孤立対策強化月間等の広報、つながりサポーターの養成等)
- ③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

(参考) 令和6年度 佐賀県社会福祉審議会資料

孤独・孤立対策推進法における地方公共団体の努力義務規定一覧

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(国民の理解の増進等)

第九条 国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

→地方自治体における住民向けの啓発活動

(相談支援)

第十条 国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

→相談窓口体制、相談と支援をつなぐ体制整備

(協議の促進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

地方版PFの設置

(人材の確保等)

第十二条 国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

→福祉・医療などの専門職や、家族友人等の当事者の周りの方に対する
孤独・孤立に関する理解・知識習得促進、「つながりサポーター」の育成等

(孤独・孤立対策地域協議会)

第十五条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

(参考) 令和6年度 佐賀県社会福祉審議会資料

(参考) 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進体制(イメージ図)

- 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進に当たっては、孤独・孤立対策推進法に基づき、協議の促進の場としての地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築するよう努めるとともに、当事者等への具体の支援内容について協議する孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めることとされている。
- その際、地方公共団体の内部においても、部局を横断する庁内連携体制の構築が必要。

①地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム(法第11条)

・関係者間で顔の見える関係を構築し、対等に相互につながる「水平的」な連携・協働を促進する。
・孤独・孤立の実態把握、取組方針の策定、情報共有、相互啓発活動、当事者等への支援(具体の支援内容の協議は孤独・孤立対策地域協議会で実施)、社会資源の開発、住民への情報発信、普及啓発活動、人材確保・育成のための研修等に取り組む。



地方公共団体 (行政機関の各部署)

首長
・企画部門
・総務部門
・経済振興関係
・子ども関係
・教育関係
・福祉全般関係
・環境関係
・まちづくり関係
・土木関係
・防災関係 等

部局を横断する
庁内連携体制の構築

・地方公共団体が
設置する各種機関
(保健所・保健セン
ター、学校 等)

当事者等支援を行う 民間団体

・保健・医療・福祉等
の専門機関
・社会福祉法人
・社会福祉協議会
・NPO 等

地域住民、地域団体

・町内会
・民生委員・児童委員
・保護司
・ボランティア 等

民間企業

・地域の企業
・商店街
・商工会 等

その他関係団体

・様々な分野の
市民活動団体
(スポーツクラブ、
文化芸術サークル、
環境保全NPO 等)
・生協、農協、漁協、
労働者協同組合
等

②孤独・孤立対策地域協議会(法第15条)

当事者等支援を行う関係者で構成し、
情報の交換を行うとともに、当事者等への
具体の支援内容について協議する。



※事務に従事する者・従事していた者に秘密保持義務(罰則付き)あり

※地域の実情に応じて組み立て

(参考) 令和6年度 佐賀県社会福祉審議会資料

佐賀県におけるこれまでの対応と今後の対応(案)

令和6年度

庁内外の連携体制の構築、関連事業の整理

地方版プラットフォームの構築に向けた意見聴取等

- ・市町主管課長向け会議での孤独・孤立対策に関する説明
- ・庁内関係課へ関連事業の照会、庁内連絡会議の開催
- ・庁外関係団体へのアンケート、ヒアリング
- ・他府県への視察、ヒアリング

などを実施

令和7年度

地方版 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築

民間団体・NPO

市町

対話・連携

(想定している取組事項)

- ・孤独・孤立対策に関連したイベント(シンポジウム、フォーラム)の開催
- ・県ホームページで孤独・孤立対策に関する専用ページの開設

NPO等による ゆるやかな居場所・つながりづくり
関係団体同士の取組事例の共有 など

©2025 Saga Prefecture

(出典): 内閣府作成資料を一部加工して作成

(参考) 令和6年度 佐賀県社会福祉審議会資料

【参考】佐賀県 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム(イメージ図)

佐賀県における孤独・孤立対策の基本方針(案)

(1)声を上げやすい社会の実現

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援

(3)人と人との「つながり」を実感できる地域づくり

(4)オール佐賀で取り組む!官・民・CSO等の連携強化

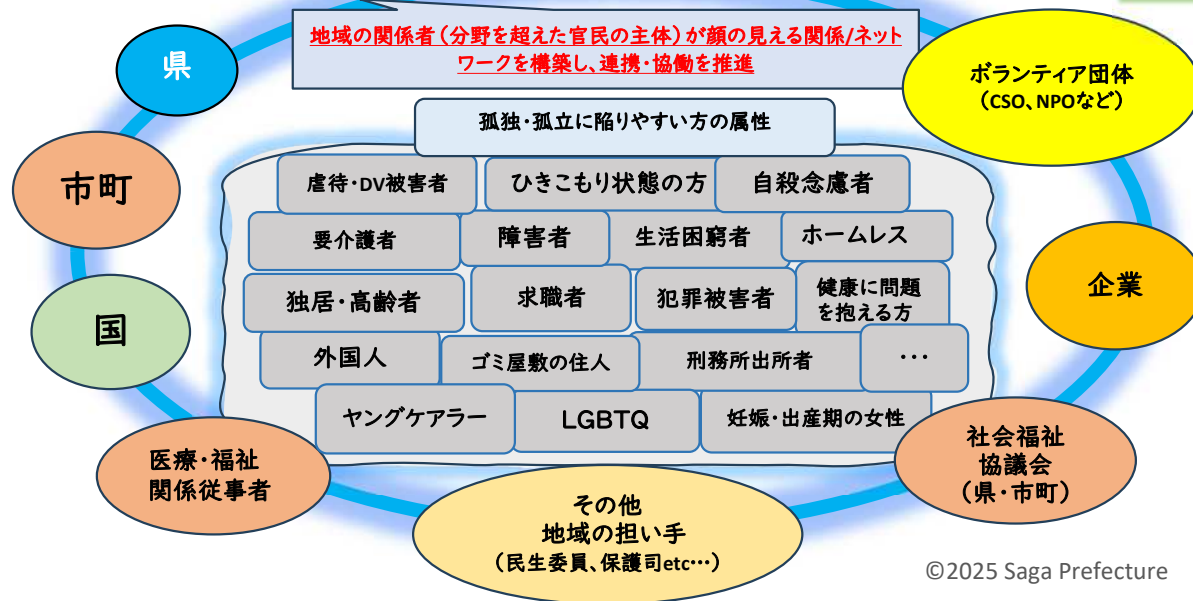
4つの基本方針を掲げます!

目標(スローガン)(案)

「すべての人に『居場所と出番』があり、つながり広がる地域共生社会の実現」

当面は、地域福祉支援改革ver.6の目標を掲げ、必要に応じて見直していきます!

佐賀県 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム(イメージ)



プラットフォームの活動内容(取組例)

- ・孤独・孤立の実態把握
- ・関係者間の活動についての情報共有、相互啓発活動
- ・関係者で連携した当事者等への支援、社会資源の開発
- ・住民への情報発信、普及啓発活動 等

- 地域の関係者と“**つながる**”
- 国、県の情報等を“**知る**”
- 自社の活動を地域へ“**知らせる**”

(参考) 令和6年度 佐賀県社会福祉審議会資料

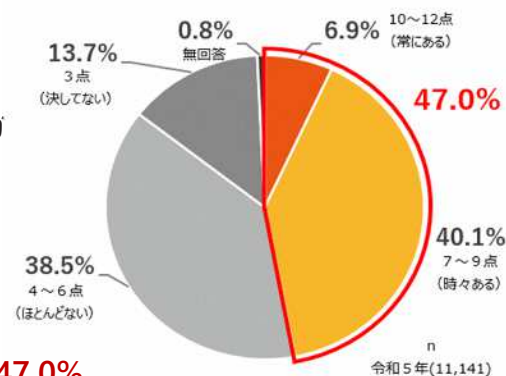
(参考) 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査(令和5年)より①

約4～5割の人が孤独を感じている

問1～3

- ①あなたは、自分には人とのつきあいがないと感じることがありますか。
 ②あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。
 ③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか

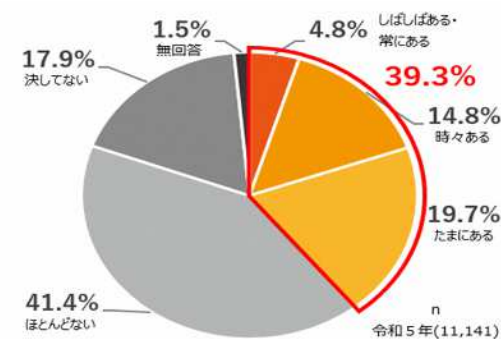
1. 決してない 3. 時々ある
 2. ほとんどない 4. 常にある



・孤独感が「10～12点（常にある）」「7～9点（時々ある）」の人が**47.0%**

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

1. 決してない 4. 時々ある
 2. ほとんどない 5. しばしばある・常にある
 3. たまにある



・孤独感が「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」人が **39.3%**

※問1～3は「UCLA孤独感尺度」の日本語版3項目短縮版に基づく質問であり、3つの設問への回答点数化し、その合計スコア（本調査では最低点3点～最高点12点）が高いほど孤独感が高いと評価している。「孤独」という言葉を使用せずに孤独感を把握することから、この調査では「間接質問」と呼称する。これに対し、孤独感を直接的に把握している質問を「直接質問」と呼称する。

©2025 Saga Prefecture

(出典): 内閣府作成資料を一部加工して作成

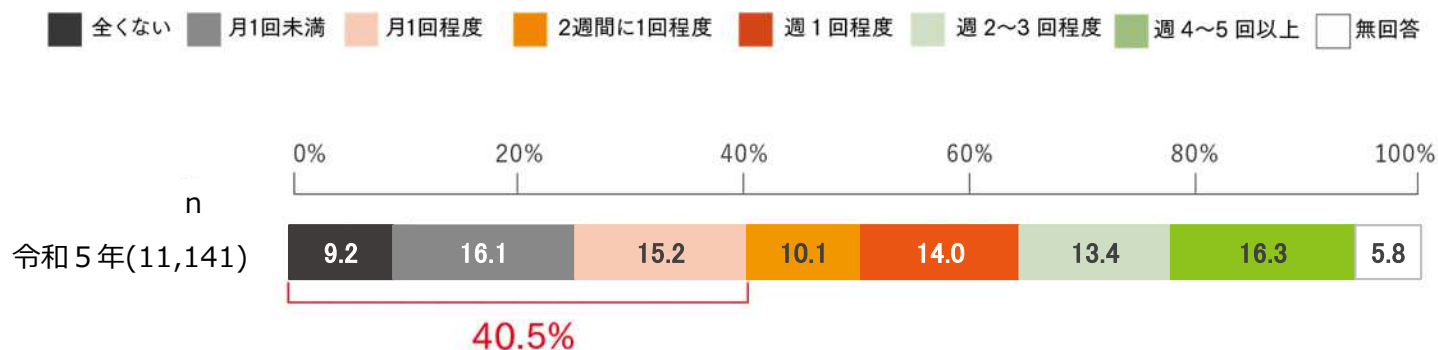
(参考) 令和6年度 佐賀県社会福祉審議会資料

(参考) 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査(令和5年)より②

同居していない家族や友人との会話は、
「全くない」が約1割、「月に1回程度以下」が約4割

問4

同居していない家族や友人たちと直接会って話す頻度は？



- ・「直接会って話すことが全くない」人が**約1割**
- ・「月に1回程度以下（※）」の人が**約4割**

※「全くない・月1回未満・月1回程度」と回答した人を「月に1回程度以下の人」としています